

相続人代表者指定届を提出していただくと翌年度から下記のように納税通知書を変更いたします。



〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

相続人代表者のご住所

相続人代表者 豊中 花子 様

相続人代表者のお名前

(被相続人 豊中 太郎 様分)

亡くなられた方のお名前

### 相続登記のお願い

この届出は、相続による所有権、課税台帳を変更するものではありません。所有権、課税台帳を相続によって変更する場合は、法務局において相続登記の手続きをする必要があります。法務局で相続登記が終了しますと、法務局から市に通知され、市の課税台帳を相続人の方に更正いたします。

※相続登記につきましては下記にご相談ください。

大阪法務局池田出張所  
電話：072(751)3342

【所在地】  
〒563-8567  
大阪府池田市満寿美町9番25号

【公共交通機関】  
阪急宝塚線「池田」駅下車  
徒歩5分

